

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度について

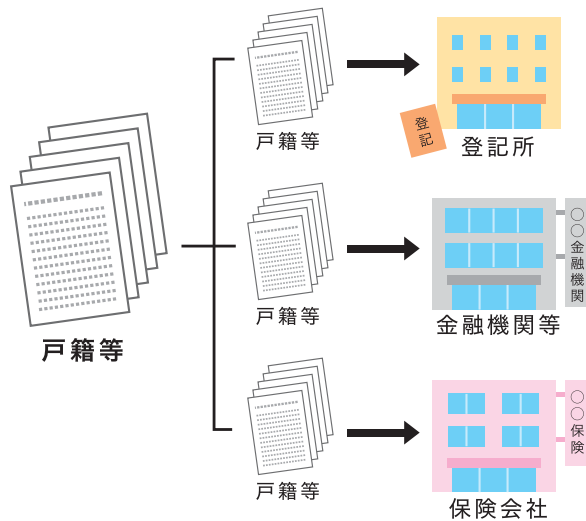


たくさんの戸籍の提出が省略できるようになります！

あなたの財産を、子どもへ、そのまた子どもへ、しっかり受け継いでいくためにも相続手続は大切です。そんな面倒な手続も「法定相続情報証明制度」を利用することで、たくさんの戸籍の提出が省略できます。

現行

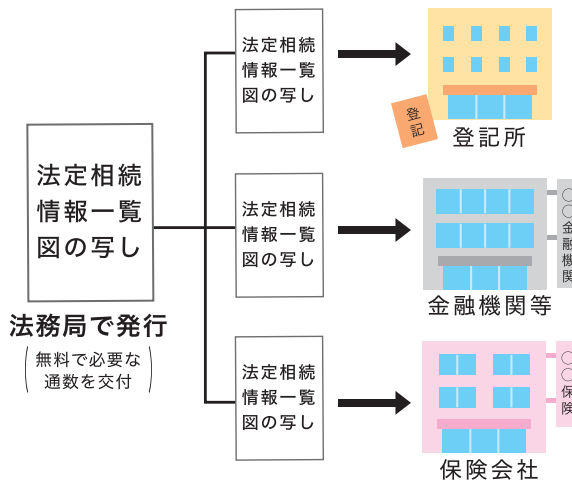
今までは戸籍の束を提出して煩雑



- それぞれが個別に精査し、時間がかかる。
- 何通も同じ戸籍を取得して、お金がかかる。

新制度

法定相続情報一覧図の写しを受ければ、手続の時間短縮につながる。

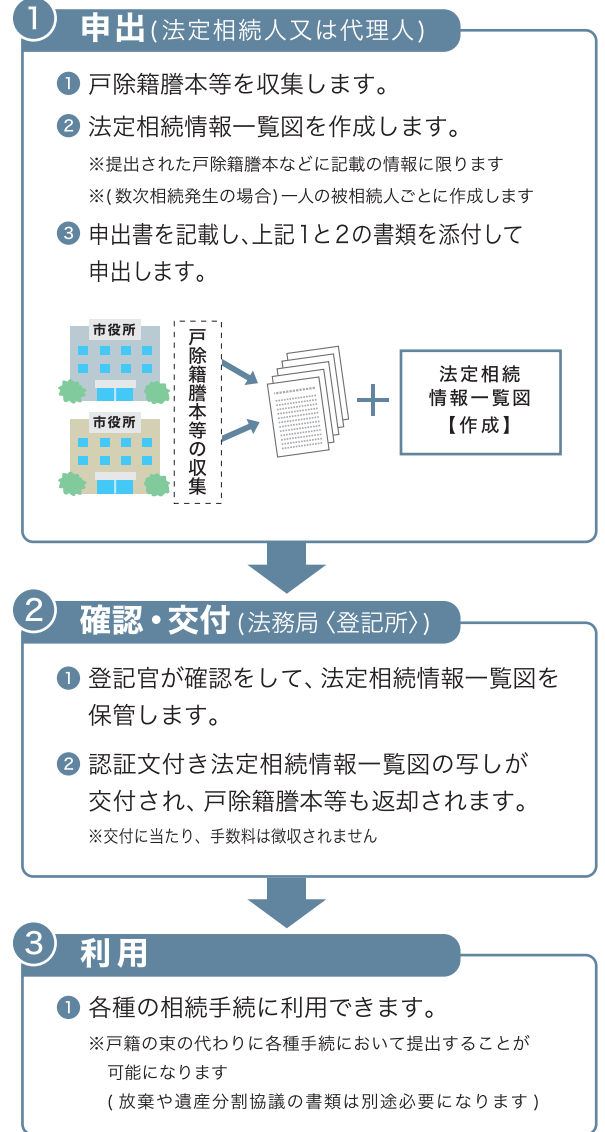


- 法務局が発行する法定相続情報一覧図の写しを各種手続に使用可能。

ポイント▶手続が同時に進められ、時間が短縮

法定相続情報証明制度の手続の流れ

(イメージ)



「よくわからない」「時間がなくて作れない」など、あなたに代わって司法書士が「法定相続情報一覧図」を作成します。

司法書士は相続手続を専門に行う国家資格者です。お気軽に沖縄県司法書士会までご相談ください。